

秋田県公報

目次

ページ

告示	
字の区域の変更(二〇四・市町村課).....	1
行政書士試験事務を行う指定試験機関の主たる事務所の所在地等の変更(二〇五・市町村課).....	1
道路の供用開始(二〇六・道路環境課).....	1
道路区域の変更(二〇八・道路環境課).....	2
建築基準法による道路位置の指定(二〇九・由利地域振興局建設部).....	2
公告	
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(建設管理課).....	3
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(二一).....	3
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(三四).....	3

告 示

秋田県告示第二百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、平鹿郡大雄村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域 平鹿郡大雄村田根森字新町北 一七七及びこの区域に隣接する道路、水路である 国有地の全部	変更後の字の区域 平鹿郡大雄村字野中
---	-----------------------

秋田県告示第二百五号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条第二項の規定により、指定試験機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺田典城

一 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都千代田区日比谷公園一番三号

二 変更の年月日
平成十六年三月二十二日

秋田県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	由利郡大内町岩谷町字新宝田二地先から一〇地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月九日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第二百七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年三月九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
	由利郡大内町岩谷麓字麓二〇一地先から一	

県 道 本荘岩城線
 ○五地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年三月九日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第二百八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年三月九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
根瀬尾去沢線			鹿角市八幡平字浦田三七番一地先から字船ヶ沢六〇番二地先まで	鹿角市八幡平字浦田三七番一地先から字船ヶ沢六〇番二地先まで	五・六〇～一七・五〇	〇・九四八
	A	で				
	B					
					九・七〇～四二・五〇	〇・八七二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年三月九日から同月二十二日まで

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年三月九日

秋田県告示第二百九号

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
------------	------------	-------	-------	-------

秋田市保戸野千代田町二番四十二号 三光不動産株式会社 代表取締役 岩本竜大	本荘市出戸町字水林四六四番の内	三十一・六メートル	六メートル	平成十六年二月二十六日
---	-----------------	-----------	-------	-------------

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県公共事業執行管理システム開発業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
建設交通部建設管理課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年一月三十日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
日立情報・日立特定システム開発業務共同企業体 秋田市山王二丁目二番十七号
山王ピアレス
- 代表者 株式会社日立情報システムズ秋田支店
- 構成員 株式会社日立製作所東北支社
- 五 随意契約に係る契約金額
一億一千二百三十五万一千五百円
- 六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号に掲げる理由による。

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年三月九日

秋田県教育委員会委員長 伊藤美津子

- 一 日時 平成十六年三月十日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
 - (二) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案
 - (三) 秋田県指定文化財の指定案
 - (四) 職員の懲戒処分案
 - (五) 職員の懲戒処分案
 - (六) その他

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第三十四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十六年三月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

魁聖園ケアハウス

秋田市新藤田字治郎沢五十二番地六

を

魁聖園ケアハウス	秋田市新藤田字治郎沢五十二番地六
ケアハウス土崎	秋田市土崎港中央三丁目四番四十号
介護付有料老人ホームソフイー	秋田市將軍野向山十三番四十二号

に改める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

購読料 発行 秋 田 県
一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)876600
FAX(082)876600
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

